容量市場

長期脱炭素電源オークション募集要綱

(応札年度:2025年度)

2025年9月3日

電力広域的運営推進機関

目次

第	1章	はじめに	4
	1. 長期	脱炭素電源オークション創設の背景	4
	2. 容量	市場におけるオークションの種類	5
	3. 募集	要綱の位置付け	6
第	2章	注意事項	7
	1. 一般	注意事項	7
	2. 守秘	義務	7
	3. 問合	せ先	8
第	3章	募集概要	9
	1. 募集	スケジュール	9
	2. 募集	内容1	0
第	4章	参加登録 2	0
	1. 参加	登録の方法2	0
	2. 事業	者情報の登録2	0
	3. 電源	等情報の登録2	1
	4. 期待	容量の登録 2	9
第	5章	応札方法 3	0
第	6章	落札電源及び約定価格の決定方法3	2
	1. 落札	電源の決定方法3	2
	2. 約定	価格の決定方法3	6
	3. 約定	治果の公表3	6
	4. 落札	後の手続き等3	7
	5. 容量	確保契約の結果の公表3	7
第	7章	契約条件 3	8
		確保契約金額3	
		確保契約金額に関する調整3	
		退出4	
	4. リク	ワイアメント・アセスメント・ペナルティ4	1
	5. 容量	確保契約金額(各月)の支払・請求について4	:3
	6. 他市	場収益の還付について4	:3
	7. 消費	税等相当額について4	4
	8. その	他 4	4

【添付資料】

- (様式1) 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書
- (様式2) 事業計画書
- (様式3) バイオマス発電設備に係る燃料調達計画
- (様式4) 蓄電池に係る事業計画
- (様式5) 脱炭素化ロードマップ
- (様式6) 期待容量等算定諸元一覧
- (様式7) 調整機能の詳細情報

第1章 はじめに

1.長期脱炭素電源オークション創設の背景

小売全面自由化前は、総括原価方式による料金規制の下、安定的に料金の回収が可能であったため、巨額の電源投資を行うに足りるだけの長期的な投資回収予見性が確保されていました。その後、自由化の進展が、競争活性化による電力料金の抑制等、様々な恩恵をもたらしている一方で、原則的に、短期的な電力取引市場ベースでの料金設定となっていくため、市場価格の変動が想定されることも踏まえると、発電事業者にとっては長期的な投資回収予見性が低下し、多額の資金が必要な電源への新規投資が停滞しています。このため、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加的に講ずることで、中長期的に必要な供給力等を効率的に確保するため、2020年度から新たに容量市場制度が創設されました。

現行の容量市場は、落札電源の大部分が既設電源となっていますが、電源への新規投資を促進するべく、現行の容量市場の入札とは別に、新規投資を対象とした入札を行い、容量収入を得られる期間を「1年間」ではなく「複数年間」とする方法により、巨額の初期投資に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する入札制度が、2023年度から新たに創設されました。

また、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて定められた第 6 次エネルギー基本計画を踏まえ、本制度の対象となる新規投資は脱炭素電源への新規投資と整理されました。なお、火力発電所の休廃止の増加を背景として発生した 2022 年 3 月の東日本における電力需給ひっ迫を踏まえ、短期的な電力需給ひっ迫を防止していくため、比較的短期に建設が可能な LNG 火力の新設・リプレースを、一定期間内に限り、追加的に新規投資の対象とされています。ただし、2050 年カーボンニュートラルとの関係を考慮し、供給力提供開始から 10 年後には脱炭素化に向けた対応(改修のための本制度への入札等)を求めることが整理されています。

このように、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、発電事業者の投資回収予 見性を確保することで脱炭素電源への投資を着実に促すことにより、需要家に対して脱 炭素電力の価値を提供すると共に、中長期的な観点から安定供給上のリスクや価格高騰 リスクの抑制を目指します。すなわち、発電事業者の予見可能性確保と需要家の利益保護 を同時に達成することが、長期脱炭素電源オークションの目的です。

上記の整理を受け、詳細な制度設計の検討の場として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」並びに資源エネルギー 庁及び電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)を共同事務局として本機関に設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」において、制度設計や業務運営について検討が進められているところ、「電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第八次中間とりまとめ」にて、長期脱炭素電源オークションは、容量市場の一部として位置付け

られること、本機関が運営主体となり、2023 年度に長期脱炭素電源オークションの初回 応札が開始することとなりました。

2. 容量市場におけるオークションの種類

容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力(※)をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。

※沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力(以下「必要供給力」という。)

容量 容量オークション

市場 (右記オークションの 総称)

メインオークション

将来の一定期間における需要に対して必要な供給力 を調達するため、実際に供給力を提供する年度(以 下「実需給年度」という。)の4年前に実施する。

追加オークション

メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。

- 調達オークション
 - 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。
- ・リリースオークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。

長期脱炭素電源オークション

脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源 投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みによ り、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保す ることで、電源投資を促進するために実施する。

特別オークション

安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する。

3. 募集要綱の位置付け

- (1) この長期脱炭素電源オークション募集要綱(以下「本要綱」という。)では、2025年度に実施する長期脱炭素電源オークション(以下「本オークション」という。)への参加を希望する事業者及び電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。
- (2) 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。
- (3) 落札した事業者は本機関との間で本オークションに係る容量確保契約書(以下「容量確保契約書」という。)を締結していただきます(容量確保契約書の様式については別途公表します。)。
- (4) 本要綱と「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」(以下「容量確保契約約款」という。)では、容量確保契約約款に規定された内容を優先します。

第2章 注意事項

1.一般注意事項

- (1) 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱、容量確保契約書及び容量確 保契約約款に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。
- (2) 本オークションへの応札その他容量市場への参加(参加登録から実需給までの一連の行為を含む。)にあたっては、本機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令及び監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。
- (3) 本オークションに係る容量確保契約(以下「容量確保契約」という。)は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (4) 参加登録及び応札等に係る手続きによって発生する諸費用(応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等)は全て応札する事業者が負担するものとします。
- (5) 参加登録及び応札等に際して必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、 応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書 等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出していただき、和訳を正式 な書面として扱います。

2. 守秘義務

- (1) 本オークションへの参加登録を申請する事業者(以下「参加登録申請者」という。) は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関及び容量市場に関する情報(自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」という。)を第三者(親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、金融機関、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く。)に漏らしてはならず、また自己の役員又は従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合及び取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。
 - ・秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報又は自ら有していた情報 (ただし、自己の応札価格及び応札容量は除きます。)
 - ・秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- ・秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- ・取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報
- ・第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報
- (2) 本機関は原則として、容量市場の市場運営を通じて取得した情報を、業務規程第8 条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国又は国の関係機関、電気供給 事業者である者、若しくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提 供を行う場合があります。

3. 問合せ先

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。なお、 審査状況等に関するお問合せには回答できません。

・ 電力広域的運営推進機関 容量市場 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口 (長期脱炭素電源オークションについて)

URL: https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html

- ・ 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口 (脱炭素化ロードマップ及び蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ) メールアドレス: bzl-chouki-auction@meti.go.jp
- ・ 電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口 (応札価格の監視に関するお問合せ)

メールアドレス: <u>bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp</u>

(他市場収益の監視に関するお問合せ)

メールアドレス: bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp

第3章 募集概要

<u>1.募集スケジュール</u>

(1) 募集スケジュールは以下のとおりです。

期間	概要
2025年10月14日(火)~2025年10月17日(金)	事業者情報の登録受付期間
2025年10月14日(火)~2025年10月22日(水)	事業者情報の審査期間
2025年10月20日(月)~2025年10月24日(金)	電源等情報の登録受付期間
2025年10月27日(月)~2025年12月09日(火)	電源等情報の審査期間
2025年12月10日(水)~2025年12月16日(火)	期待容量の登録受付期間
2025年12月17日 (水) ~ 2025年12月26日 (金)	期待容量の審査期間
2026年01月19日(月)~2026年01月26日(月)	応札の受付期間
2026年01月27日(火)~2026年02月03日(火)	応札容量算定に用いた期待容量
	等算定諸元一覧登録受付期間

- ※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。
- ※約定結果は「応札の受付期間」終了から3ヶ月後を目途とし、応札年度の翌年度に公表します。
- ※公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合があります。
- ※各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせします。
- ※応札の受付期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われます。 詳細については長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。
 - (2) 事業者情報の登録にあたっては、事業者コード及びクライアント証明書の取得が必要です(取得済の事業者が新たに取得する必要はありません。)。
- (3) 電源等情報については、事業者情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。
- (4) 期待容量については、電源等情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

2.募集内容

(1) 募集量

ア 本オークションにおける脱炭素電源(以下「脱炭素電源」という。)の募集量は 500 万キロワット(kW)になります。

※脱炭素電源の募集量 500 万 kW のうち、脱炭素火力(新設・リプレースのうち 水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは CCS 付火力)は 50 万 kW (※1)、揚水式水力 (新設を除く。)・蓄電池 (リチウムイオン蓄電池に限る。)は合計で 40 万 kW (※2)、揚水式水力 (新設に限る。)・蓄電池 (リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)・長期エネルギー貯蔵システムは合計で 40 万 kW、既設の原子力電源の安全対策投資は 150 万 kW を募集量の上限とします。

※1:新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計

※2:蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)について、日本を除くセル製造 国・地域の1国・地域当たりの蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)の 落札容量は、蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)の全ての落札容量の 30%未満とします。また、蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限 る。)について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池 (リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)の落札容量は、蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)の含ての落札容量の30%未満と します。

イ LNG 専焼火力の募集量は 2,929,036kW になります。

(2) 制度適用期間

本制度で落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度(供給力提供開始年度が2025年度となる場合は、2027年度)を始期として以降、原則20年間となります。

※制度適用期間は全電源共通で 20 年を原則としつつ、20 年よりも長期の適用期間 (1年単位)を希望することも可能です。

(3) 対象エリア

全国(ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除く。)

(4) 参加登録が可能な事業者

下記のア及びイを満たす者が、参加登録が可能な事業者とみなします。

- ア 電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者とする。
 - ※必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電源の維持・運用業務 について一義的な責任及び権限を有していれば該当します。なお、一義的な責任 及び権限を有する者が複数存在する場合は、その中で代表者を決めて、代表者が 応札してください。
- イ 国内法人(日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人)であること。
 - ※落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム(事業計画書に 記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る。)を含みます。 コンソーシアムの場合は代表企業が応札してください。

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

- ア 参加対象となる電源は、今後、設備投資が必要であり、応札時点で運転開始前 (既設の原子力電源の安全対策投資の場合は、2013年7月の新規制基準導入後初 めて再稼働する前。既設火力の改修の場合は、改修工事後の運転開始前)の安定 電源・変動電源が対象です。
- イ 登録できる電源は以下に区分され、要件は以下のとおりです。なお、電源については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。
 - ※本オークションに参加可能な設備容量(送電端)は、設備容量(発電端)から、当該電源の所内消費電力及び自家消費のために必要な容量、自己託送及び特定供給のために必要な容量、特定送配電事業者が利用するために必要な容量、発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量、FIT/FIPに供する容量並びに本オークションの参加要件を満たさない発電容量を控除した容量とします。
 - ※同時落札条件(同年度の本オークションに応札した特定の別の電源が非落札となった場合は、自動的に非落札となる条件)を付けた複数電源の合計により本オークションに参加可能な設備容量(送電端)の要件を満たす場合においても、各電源の本オークションに参加可能な設備容量(送電端)は3万kWに達する必要があります。(複数電源の合計により、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)の要件を満たすことが認められる同時落札条件は、下記①の※3、※8、※11と②の※18を参照ください。)。
 - ※容量確保契約約款の第11条第1項第8号に基づき法令に基づく規制・審査、 行政指導への対応に伴い、監視を経て認められた費用が契約期間中に増加した ことにより市場退出した電源が本オークションに再度応札する場合は、当初応

札したときと同一の容量を提供する電源等の区分及び電源等要件が適用されます。

① 脱炭素電源

容量を提供する	電源等要件
電源等の区分	
電源等の区分	次の A. ~D. のいずれかに該当するもの A. 次の a. ~d. のいずれかの新設・リプレース (※1) 又は既設の原子力電源の安全対策投資 (※2) に該当し、本オークションに参加可能な設備容量 (送電端) が 10 万 kW 以上 (※3) の安定的な供給力を提供するもの。 a. 火力電源 (LNG に高位発熱量ベースで水素を 10%以上混焼させる火力電源又は水素専焼の火力電源若しくはアンモニア専焼の火力電源に限る。) (※4、5、6) b. 原子力電源 c. 地熱電源 d. バイオマス電源 (※7) B. 既設の火力電源をバイオマス専焼にするための改修に該当し、改修によって新たに生じるバイオマス部分の本オークションに参加可能な設備容量 (送電端) が 10 万 kW 以上の安定的な供給力を提供するもの。 (※3、7、8) C. 既設の火力電源をアンモニア混焼 (高位発熱量ベースでアンモニアを 20%以上混焼させる場合に限る。) 若しくはアンモニア専焼、水素混焼 (高位発熱量ベースで水素を 10%以上混焼させる場合に限る。) 若しくはアンモニア専焼、水素混焼 (高位発熱量で一スで水素を 10%以上混焼させる場合に限る。) 若しくはアンモニア専焼、水素混焼 (高位発熱量で一スで水素を 10%以上混焼させる場合に限る。) おしての化石燃料の利用に伴って定格出力時に発生する (20。の回収率が、20%以上、かつ、当該電源で最大限 (20。を回収し、及び貯蔵する前提の回収率となる場合に限る。) (※6、9、10) にするための改修に該当し、改修によって新たに生じるアンモニア、水素又は CCS の部分の本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が 5 万 kW 以上 (※11) の安定的な供給力を提供するもの。

容量を提供する	電源等要件		
電源等の区分			
	D. 水力電源(調整式、貯水式若しくは揚水式に限る。)、蓄電池 (※12) 若しくは長期エネルギー貯蔵システム (※13) の新設・リプレース (※14、15) 又は既設の水力電源(ただし、揚水式に限る。)の大規模改修 (※16) に該当し、本オークションに参加可能な設備容量 (送電端) が 3 万 kW 以上 (揚水式の水力電源、蓄電池又は長期エネルギー貯蔵システムについては、本オークションに参加可能な設備容量 (送電端) で、1 日 1 回以上連続 6 時間以上の運転継続が可能な能力を有するものであり、期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値が 6 時間以上のものに限る。)の安定的な供給力を提供するも		
変動電源	 の。 次の E. 又は F. のいずれかに該当するもの E. 次の a. ~c. のいずれかの新設・リプレースに該当し、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が10万kW以上(※3)の供給力を提供するもの。 a. 太陽光電源 b. 陸上風力電源 c. 洋上風力電源 f. 水力電源(安定的に供給力を提供できるものは除く。)の新設・リプレース(※17)に該当し、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が3万kW以上の供給力を提供するもの。 		

② LNG 専焼火力

容量を提供する	電源等要件
電源等の区分	
	LNG のみを燃料とする火力電源の新設・リプレースに該当し、本オ
安定電源	ークションに参加可能な設備容量 (送電端) が 10 万 kW 以上 (※18)
	の安定的な供給力を提供するもの。

※1: 地熱電源のリプレースは、「地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するもの」や「地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井の全部又は一部を継続して使用するもの」が該当します。

※2:「2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資」が該当します。

- ※3:同一場所(託送供給等約款で定める1発電場所)の発電所における別のA. ~C. 又は E. と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で10万kW以上となる場合も可 とします。
- ※4:「CCS 付火力の新設・リプレース」や「既設のバイオマス電源を CCS 付火力にするための改修」、「アンモニア混焼を前提とした LNG 火力の新設・リプレース」、「合成メタンを燃料とする発電所」は、本制度の対象ですが、現時点では応札が想定されないこと、上限価格を設定することが困難(アンモニア混焼を前提とした LNG 火力は、発電コスト検証では石炭と混焼する場合のコストデータしか示されておりません。)であること、合成メタンに必要なコスト(投資金額等)、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等(上限価格、混焼率等)の検討が改めて必要であることを踏まえ、本年度のオークションでは対象外とします。
- ※5:本オークションで落札した既設の火力電源に対し脱炭素化に向けて追加的なリプレースを実施する場合は、原則として、ビルド&スクラップにて対応することとします。当該対応が困難な場合には、当該電源の落札後4年後の年度末までの間、供給力の提供を継続することを条件に、スクラップ&ビルドでの対応を認めます。
- ※6: 高位発熱量ベースでアンモニア・水素を定格出力で 90%以上を混焼して発電できる 新設・リプレース・既設改修については、アンモニア専焼又は水素専焼として本オ ークションに参加することを認め、アンモニア専焼又は水素専焼として応札容量を 設定することが可能になります。その場合、アンモニア専焼又は水素専焼としての リクワイアメントを課します。
- ※7:バイオマスの燃料種については、FIT 制度で対象となっているバイオマス種(メタン発酵ガス、未利用の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農業残さ(固体燃料)、バイオマス液体燃料、建設資材廃棄物、廃棄物・その他のバイオマス)と同様です。
- ※8:同一プラントの一部の設備容量が別の脱炭素技術(アンモニア等)による設備容量 である場合を含みます。同一プラントの一部をアンモニア混焼、水素混焼又は CCS 付きにするための改修を同時に応札する場合は、同時落札条件を付けた応札とする 必要があります。
- ※9:電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する CO₂ を回収し、及び 貯蔵する措置を導入した電源をいいます。
- ※10:本オークションで落札した既設の火力電源に対し脱炭素化に向けて追加的な改修を実施する場合は、既設の火力電源における混焼率に対し高位発熱量ベースでアンモニアを 20%以上増加させる電源若しくは高位発熱量ベースで水素を 10%以上増加させる電源又は既設の火力電源における CO₂ 回収率に対し定格出力時ベースで CO₂ を敷地条件による設備の設置制約の範囲内で最大限増加(ただし、20%以上増加を最低限とする。)させる電源のみ本制度の対象と認めます。

※11:同一場所の発電所における別の C. と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で 5 万 kW 以上となる場合も可とします。

ただし既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合は、追設するガスタービン発電設備(その排熱由来の蒸気を用いて蒸気タービン・発電機で発電する部分も含む。)の本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が 10万 kW 以上必要となります。

同一場所の発電所における別の A. \sim C. 又は E. と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で $10 \, \mathrm{T}\, \mathrm{kW}$ 以上となる場合も可とします。

- ※12:蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)及び蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)を併せて1電源(ユニット、号機)とする場合は、出力比率が最大となる蓄電池区分で応札してください。
- ※13: 系統から電気を受電してエネルギーとして貯蔵し、再度、系統に電気を逆潮する電源をいい、蓄電池及び揚水式の水力電源を除きます。
- ※14:水力電源(調整式、貯水式又は揚水式に限る。)のリプレースは、「既に設置している導水路を活用して、水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの」が該当します。また、調整式、貯水式及び流込式の水力電源を、揚水式へと改造する場合、及び流込式の水力電源を調整式若しくは貯水式へと改造する場合については、期待容量が改造前と比較して3万kW以上大きくなる場合のみ新設に該当します。
- ※15:「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」、「揚水式水力」と「揚水式水力以外の電源種」 又は「長期エネルギー貯蔵システム」と「長期エネルギー貯蔵システム以外の電源 種」を同一場所に併設する場合(単独で系統に接続する場合を除く。)はいずれにお いても本オークションの対象外とします。一方、同一場所の発電所内に「蓄電池」、 「揚水式水力」若しくは「長期エネルギー貯蔵システム」の電源種のみが存在し、 かつ、複数号機が建設されている場合、一部の電源を本オークションに応札し、そ の他の電源をメインオークション、追加オークションに応札することが可能です。
- ※16:「オーバーホール(水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替え や修理)を行う場合であって、主要な設備(発電機(固定子)、主要変圧器、制御盤) の全部を更新するもの」が該当します。
- ※17:水力電源(安定的な供給力を提供できるものは除く。)のリプレースは、「既に設置している導水路を活用して、水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの」が該当します。
- ※18:同一場所の発電所における別の「LNG のみを燃料とする火力電源の新設・リプレース」と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で10万kW以上となる場合も可とします。

- ウ 火力電源 (ただし既設火力の改修は除く。)、水力電源 (揚水式のみ)、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムについては、調整機能を具備し、制度適用期間中はその機能を維持することが必要となります。
 - ※火力電源(ただし既設火力の改修は除く。)及び水力電源(揚水式のみ)については、系統連系技術要件を満たすものとし、蓄電池については、水力電源(揚水式のみ)の系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすものとし、長期エネルギー貯蔵システムについては、火力(GT 又は GTCC)の系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすものとします。ただし、2025 年 4 月以前の系統連系の接続検討回答書で応札する蓄電池については、火力(GT 又は GTCC)の系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすものも可とします。なお、蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムはすべての調整機能(GF・LFC・EDC)の要件を満たす必要があります。具体的には、GF については自端で周波数の変化を検出し設定された調停率に応じて出力を増減させる機能、LFC・EDC については属地一般送配電事業者の指令に応じて出力を増減させる機能の構築が必要となります。蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムの制御回線については原則専用線とし、10 万 kW 未満のうち、光ケーブル回線で施工できない設備については簡易指令システムも認め、この場合、LFC 機能(負荷周波数制御機能)は必須としません。
- エ 相対契約の締結予定の有無に関わらず本オークションに参加することができます。
- オ プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間にて協議させていただく場合があります。
- カ 以下の電源は本オークションに参加できません(該当する場合、電源等情報の登録は不可。)。
 - (ア) 既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源(電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も不可。) ただし、以下に該当する場合は参加が可能です。
 - ・既設の火力電源について、脱炭素化のための改修を前提とせずに、メイン オークション・追加オークションにおいて落札した後に、脱炭素化に向け た改修を行う電源(電源等差替によって差替先として市場に参加した後 に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含む。)
 - ・ 2022 年 11 月に実施されたメインオークションで、初めて落札した電源
- (イ) FIT 制度、FIP 制度を適用する電源 ただし、FIT/FIP の適用対象以外の供給力がある電源は、当該 FIT/FIP の適用 対象以外の供給力をもって、本オークションに参加することが可能です。
- (ウ) 本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札で落札した電源
- (エ) 専ら自家消費のみに供される電源

ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる(逆潮流が可能な)場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。

(オ) 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源

自己託送及び特定供給の用に供する供給力は、(エ) 専ら自家消費のみに供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、自己託送及び特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です(発電容量から自己託送及び特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です。)。

(カ) 専ら特定送配電事業者が利用する電源

特定送配電事業の用に供する供給力は、(エ) 専ら自家消費のみに供される電源 と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、特定送配電事業者が利用する ために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる(逆潮流が可 能な)場合は登録可能です。

(キ) 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発 電量調整供給契約がない電源

(6) 上限価格

電源種ごとに、新設・リプレース等(※1)・改修の区分により上限価格が異なります。上限価格以下での応札が必要となります。

ア 新設・リプレース等の大規模投資

電源種	新設の上限価格	リプレース等の上限価格	
太陽光	93,712~200,000 円/kW/年(※ 2)		
陸上風力	89, 178~197, 120	円/kW/年(※2)	
洋上風力	180, 655~200, 000)円/kW/年(※ 2)	
水力 (揚水式を除く)	118,812 円/kW/年	54,974 円/kW/年	
水力 (揚水式)	116,393 円/kW/年	76, 205~80, 657 円/kW/年(※2)	
蓄電池	76, 205~80, 657 円/kW/年		
長期エネルギー 貯蔵システム	116, 393 円/kW/年		
地熱	126, 236 円/kW/年	全設備更新型(※3): 97,104円/kW/年 地下設備流用型(※4):	

		58, 262 円/kW/年
バイオマス	100,000 円/kW/年	
原子力		
(既設の原子力電	135, 602 円/kW/年	
源の安全対策投資		
を含む)		
火力	134, 414	円/kW/年
(水素 10%以上混	価格差に着目した支援制度	度の適用を希望する場合、
焼)	可変費を除いた部分は 89,424 円/kW/年	
火力	795, 735	円/kW/年
(水素専焼)	価格差に着目した支援制度	度の適用を希望する場合、
(小糸号炕)	可変費を除いた部分	は 345, 825 円/kW/年
火力	303, 129 円/kW/年	
(アンモニア専	価格差に着目した支援制度	度の適用を希望する場合、
焼)	可変費を除いた部分	は 102,583 円/kW/年
LNG 専焼火力	55, 242 F	円/kW/年

イ 既設火力の改修

電源種	上限価格
	762,865 円/kW/年
水素 10%以上の混焼又は専焼にするため	価格差に着目した支援制度の適用を希望す
の改修	る場合、可変費を除いた部分は
	312,955 円/kW/年
	378,807 円/kW/年
アンモニア 20%以上の混焼又は専焼に	価格差に着目した支援制度の適用を希望す
するための改修	る場合、可変費を除いた部分は
	79, 243 円/kW/年
バイオマス専焼にするための改修	100,000 円/kW/年
既設石炭火力を 20%以上の CCS 付きに	343,799 円/kW/年
するための改修	343, 799 □/ KW/ +
既設 LNG 火力を 20%以上の CCS 付きに	137,939 円/kW/年
するための改修	137, 939 🗇 / KW/ 🕂

※1:「等」には、「既設の水力電源(揚水式に限る。)の大規模改修」と「既設の原子力電源 の安全対策投資」の2つが含まれます。

※2:電源が設置されたエリアによって、以下のとおり設定します。

エリア	太陽光	陸上風力	洋上風力	揚水(リプレース) 蓄電池
北海道	200,000 円/kW/年	133,240 円/kW/年	200,000円/kW/年	77,033 円/kW/年
東北	148,473 円/kW/年	109,334円/kW/年	200,000円/kW/年	76,205 円/kW/年
東京	155,835 円/kW/年	129,124 円/kW/年	200,000円/kW/年	80,657円/kW/年
中部	129,438 円/kW/年	112,962 円/kW/年	200,000円/kW/年	77,218 円/kW/年
北陸	93,712 円/kW/年	159,556 円/kW/年	200,000円/kW/年	76,634 円/kW/年
関西	129,242 円/kW/年	105,301円/kW/年	200,000円/kW/年	77,041 円/kW/年
中国	119,163 円/kW/年	152,755 円/kW/年	200,000円/kW/年	76,284 円/kW/年
四国	101,037円/kW/年	89,178 円/kW/年	180,655 円/kW/年	76,278 円/kW/年
九州	200,000 円/kW/年	197,120 円/kW/年	200,000円/kW/年	78,656 円/kW/年

※3:全設備更新型は、地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するものとします。

※4:地下設備流用型は、地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井 の全部又は一部を継続して使用するものとします。

(7) 応札単位

ア 応札単位は、電源 (ユニット、号機) 単位ごととします。

※落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、電源単位ごとに特定計量器を設置してください。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。

ただし、一般送配電事業者によって特定計量器が既に電源ごとに設置されている場合など、特定計量器の設置を行わずとも落札電源のリクワイアメントの確認が可能な場合は、別途特定計量器を設置する必要はありません。

- イ 応札容量は1kW単位で登録できます。
- ウ 同一場所において複数の電源を応札する場合、個別電源ごとに別々の応札を行い、 同時落札条件を付けることが可能です。
- エ 主要な共用設備がある場合、異なる場所の複数電源であっても、同時落札条件を付けることで応札が可能となります(各電源が、異なる事業者同士の設備であっても同様です。)。

第4章 参加登録

1.参加登録の方法

- (1) 参加登録は容量市場システムを利用して行います。容量市場システムでの具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
 - ※事業者コード及びクライアント証明書が未取得の場合は、参加登録までに取得してください。
 - ※クライアント証明書には有効期限があるため、期限切れとならないようにご注意 ください。
- (2) 参加登録においては以下の3点について登録します。それぞれの情報の登録については本章にて後述します。
 - ア 事業者情報 (応札手続きを行う事業者の情報)
 - イ 電源等情報(応札される電源の情報)
 - ウ 期待容量(制度適用期間において供給区域の供給力として期待できる上記電源の 容量)
 - ※上記アで登録した事業者が、上記イ及びウの情報を登録する必要があります。
- (3) 参加登録の後、登録した情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の 手続きを行ってください。また、それぞれの情報の登録受付期間終了後は、約定結 果の公表まで内容の変更は行えませんので、ご注意ください。応札価格、応札容量 及び制度適用期間は約定結果の公表以降についても内容の変更は行えません。ただ し、電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、個別の費用項目について、応 札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の修正 が必要です。なお、一部の費用が応札価格に含めることが認められないことにより、 投資回収が困難と事業者が判断した場合には、応札の取下げが可能です。
- (4) 同一電源の参加登録の重複は認められません。

2. 事業者情報の登録

(1) 参加登録申請者は、はじめに事業者情報の登録を行ってください。なお、過去の容量オークション(メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション)において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

また、容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

(様式1)」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。なお、過去にメインオークション・追加オークションの参加申請に伴い「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」を提出している場合には、当該誓約書の効力は長期脱炭素電源オークションにも及ぶものとします。

(2) 登録項目及び提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、法人と しての正式名称又はコンソーシアムの名称とともにコンソーシアムの代表企業の正 式名称を登録してください。

登録項目

- ・事業者コード(※1)
- 参加登録申請者名
- 所在地
- ·銀行口座(※2)
- 担当者名
- ・担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署)
- · 登録番号 (適格請求書発行事業者)
- ・収入金課税事業者への該当有無
- ・クライアント証明書のシリアル No (※1)
- ・クライアント証明書の ID (※1)
- ・クライアント証明書の ID の有効期限 (※1)
- ※1未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。
- ※2 登録口座は当座預金口座または普通預金口座としてください。

提出書類

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書(様式1)

(3) 登録項目及び提出書類に不備が認められた場合は、その旨を参加登録申請者に通知 します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不 備がない場合は、参加登録申請者へログイン情報を通知します。

3. 電源等情報の登録

(1) 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。

- (2) 電源等情報の登録にあたっては、制度適用期間で想定される情報を記載してください。
- (3) 事業計画書は様式 2 に沿ってその時点での確度の高い情報をもとに作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。なお「未定」の部分が多数ある等、事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。
- (4) バイオマスの電源については、バイオマス発電設備に係る燃料調達計画を様式3に 沿ってその時点での確度の高い情報をもとに作成し、電源等情報の登録受付期間中 に提出してください。なお「未定」の部分が多数ある等、事業の実施能力や事業継 続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。
- (5) 提出時点で導入の可能性が最も高い蓄電池について、蓄電池に係る事業計画を様式 4に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間に提出してください。なお様式4に 規定された書類を提出できない場合や、記載内容が不十分の場合には、応札が認め られない場合があります。
- (6) LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力(グレー水素に限る。)・アンモニア 専焼(グレーアンモニアに限る。)の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水 素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修については、脱炭素化ロードマップを様式5に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。 脱炭素化ロードマップにおいて、2050 年までの脱炭素化の道筋が示されていない、技術開発動向に比べて脱炭素化の取り組みが明らかに遅い、将来の脱炭素化の比率が現行の技術水準に比べて一定の技術進展を織り込んでいない、トランジション期の脱炭素技術と 2050 年のカーボンニュートラル達成時の脱炭素技術に齟齬がある等、本制度の対象とすることがふさわしくない場合には、応札が認められない場合があります。
- (7) 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
 - ※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、応札 予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類 が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。

情報	登録項目	提出書類(全て写しで可)
電源等情報	容量オークション区分	(提出書類なし)
(基本情報)	容量を提供する電源等の区分	(提出書類なし)

情報	登録項目	提出書類(全て写しで可)
	制度適用開始年度	(提出書類なし)
	事業者コード	(提出書類なし)
	電源等の名称	(提出書類なし)
	電源等識別番号	(提出書類なし)
	受電地点特定番号	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	(提出書類なし)
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下
		を提出
		・常時系統エリアを確認できる書類
	号機単位の名称	(提出書類なし)
	号機単位の所有者	接続検討申込者と応札事業者が異なる場合は以
		下を提出
		・事業実施体制図
	新設・リプレース等/既設火	(提出書類なし)
	力の改修の区分	
	電源種別	(提出書類なし)
	発電方式の区分	(提出書類なし)
	混焼率	(提出書類なし)
	混焼率の合計値	(提出書類なし)
	CO ₂ 回収率	敷地条件による設備の設置制約を踏まえた最大
電源等情報		限の回収率としていることを示す説明資料
(詳細情報)		(発電所の構内の図面等)
(中小川 十以)	CO ₂ 回収率の合計値	(提出書類なし)
	設備容量 (発電端)	(提出書類なし)
	所内消費に供出する容量	(提出書類なし)
	設備容量 (送電端)	・接続検討回答書(※1)
	自家消費に供出する容量	・各種証憑
	自己託送に供出する容量	・各種証憑
	特定供給に供出する容量	• 各種証憑
	特定送配電事業者に供出する	• 各種証憑
	容量	
	発電所から発生する熱を熱供	・各種証憑
	給することにより減少する容	
	量	

情報	登録項目	提出書類(全て写しで可)
	本オークションの参加要件を	(提出書類なし)
	満たさない発電容量	
	FIT/FIP に供出する容量	(提出書類なし)
	本オークションに参加可能な	(提出書類なし)
	設備容量(送電端)(※2)	
	供給力提供開始時期	(提出書類なし)
	調整機能(※3)の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出
		・余力活用に関する契約を締結したことがわか
		る書類(契約書の写し等)
		※提出期限は別途公表する「容量市場業務マニ
		ュアル」を参照ください。
		調整機能「有」を選択したうえで電源が落札さ
		れた場合、調整機能の詳細が判明次第速やかに
		以下を提出
		・調整機能の詳細情報(様式 7)(※4)
	発電用の自家用電気工作物	(提出書類なし)
	(余剰)の該当有無	
	FIT/FIP 認定 ID	参加登録の時点で FIT/FIP 認定を受けている場
		合は以下を提出
		・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の
		認定について(通知)
	特定契約の終了年月	(提出書類なし)
	※FIT/FIP 認定 ID を登録す	
	る場合に限る	
	相対契約上の計画変更締切時	(提出書類なし)
	間	
	発電 BG コード	(提出書類なし)
	電源の起動時間	(提出書類なし)
	環境アセスメント完了年度	(提出書類なし)
	(見込みを含む)	
	同時落札条件の対象有無	(提出書類なし)
	同時落札条件に係る共用設備	(提出書類なし)
	の有無	

情報	登録項目	提出書類(全て写しで可)
	同時落札条件の対象となる電	(提出書類なし)
	源等の名称、事業者コード及	
	び電源等識別番号	
脱炭素化に向け	脱炭素化に向けた改修のため	(提出書類なし)
た追加的な改修	の追加投資か	
を行うために本	改修しようとしている電源の	(提出書類なし)
オークションに	電源等識別番号	
再度応札する場	スクラップ&ビルドの有無	(提出書類なし)
合に限った登録	スクラップする電源の電源等	(提出書類なし)
項目	識別番号 (※5)	
水素・アンモニ	脱炭素化に向けた対応(改修	・脱炭素化ロードマップ (様式 5)
ア専焼火力、水	のための本制度への応札)	
素・アンモニア		
混焼火力、バイ		
オマス(既設改		
修に限る。)、		
CCS 付火力、		
LNG 専焼火力に		
限った		
登録項目		
(※6)		
水素・アンモニ	価格差に着目した支援制度適	(提出書類なし)
ア専焼火力、水	用の希望の有無	
素・アンモニア	拠点整備支援制度適用の希望	(提出書類なし)
混焼火力に限っ	の有無	
た登録項目		
CCS 付火力に限	設備容量(発電端)における	(提出書類なし)
った登録項目	化石燃料部分で発電する容量	
蓄電池に限った 登録項目	セル製造国・地域(※7)	(提出書類なし)
空 少 日		

※1:電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加いただけませんのでご注意ください。 なお、接続検討申込~申込の受付~接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。 電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下のとおりです。

- ・2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書(有効期限は問いません。)
- ・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検 討回答書(この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在 しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。)
- ・属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類
- ※2:既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量部分の 数値を記載してください。

「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」は、設備容量(送電端)を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量(既設火力の改修の場合は、これら容量の新たに生じる脱炭素化された容量割合分)、発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量、FIT/FIPに供する容量並びに本オークションの参加要件を満たさない発電容量を除いた数値を記載してください。

- ※3:需給調整市場における商品の要件を満たす機能がある場合は、調整機能「有」で登録 する必要があります。なお、火力(既設火力の改修を除く。)、揚水式水力、蓄電池、 長期エネルギー貯蔵システムについては、調整機能「有」で登録する必要があります。
- ※4:調整機能の詳細情報(様式 7)は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照 し、事業者ごとに本機関の専用アドレス(youryou_chouseiryoku@occto.or.jp)へ提 出すること。
- ※5: スクラップ&ビルドの建て替え後の電源(ビルドする電源)を応札する際には、建て 替え前の電源(スクラップする電源)の電源等識別番号を登録する必要があります。
- ※6:火力電源の新設・リプレース・既設改修のうち水素専焼火力についてはグレー水素、 アンモニア専焼火力についてはグレーアンモニアに限ります。
- ※7:電源等情報の登録以降にセル製造国・地域(複数ある場合は最大比率のセル製造国・ 地域)を変更することは認められません。
 - (8) 変動電源の登録項目及び提出書類は、以下のとおりです。
 - ※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、応札 予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類 が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。

情報	登録項目	提出書類(全て写しで可)
電源等情報	容量オークション区分	(提出書類なし)
(基本情報)	容量を提供する電源等の区分	(提出書類なし)

情報	登録項目	提出書類(全て写しで可)
	制度適用開始年度	(提出書類なし)
	事業者コード	(提出書類なし)
	電源等の名称	(提出書類なし)
	電源等識別番号	(提出書類なし)
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	(提出書類なし)
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下
		を提出
		・常時系統エリアを確認できる書類
	号機単位の名称	(提出書類なし)
	号機単位の所有者	接続検討申込者と応札事業者が異なる場合は以
		下を提出
		・事業実施体制図
	新設・リプレースの区分	(提出書類なし)
	電源種別	(提出書類なし)
	発電方式の区分	(提出書類なし)
	設備容量 (発電端)	(提出書類なし)
	所内消費に供出する容量	(提出書類なし)
	設備容量 (送電端)	・接続検討回答書(※1)
	自家消費に供出する容量	• 各種証憑
電源等情報	自己託送に供出する容量	• 各種証憑
(詳細情報)	特定供給に供出する容量	• 各種証憑
	特定送配電事業者に供出する	• 各種証憑
	容量	
	FIT/FIP に供出する容量	(提出書類なし)
	本オークションに参加可能な	(提出書類なし)
	設備容量(送電端)(※2)	
	供給力提供開始時期	(提出書類なし)
	FIT/FIP 認定 ID	参加登録の時点で FIT/FIP 認定を受けている場
		合は以下を提出
		・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の
		認定について(通知)
	特定契約の終了年月	(提出書類なし)

情報	登録項目	提出書類(全て写しで可)
	※FIT/FIP 認定 ID を登録する	
	場合に限る	
	相対契約上の契約変更締切時	(提出書類なし)
	間	
	発電 BG コード	(提出書類なし)
	電源の起動時間	(提出書類なし)
	環境アセスメント完了年度(見	(提出書類なし)
	込みを含む。)	
	同時落札条件の対象有無	(提出書類なし)
	同時落札条件に係る共用設備	(提出書類なし)
	の有無	
	同時落札条件の対象となる電	(提出書類なし)
	源等の名称、事業者コード及	
	び電源等識別番号	
太陽光・陸上	PCS に係るセキュリティ対策の	セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度
風力・洋上風	実施有無	(JC-STAR)における★1(レベル 1)を取得し
力に限った		ていることを示す適合ラベル (※3)
登録項目		

※1:電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加いただけませんのでご注意ください。なお、接続検討申込~申込の受付~接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。

電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下のとおりです。

- ・2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書(有効期限は問いません。)
- ・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検 討回答書(この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在 しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。)
- ・属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類
- ※2:「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」は、設備容量(送電端)を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量、FIT/FIPに供する容量を除いた数値を記載してください。

- ※3:安定電源のうち蓄電池については、蓄電池に係る事業計画を通じて当該資料の提出を 求めます。
- (9) 提出書類については、本機関が登録項目の内容が確認できると判断した場合には、本要綱で指定する書類以外で代替可能な場合があります。また、本機関が必要と判断した場合は、上記以外の書類を提出していただく場合があります。
- (10) 登録項目及び提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に 通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。 なお、再申込みに際しては、不備があった項目のみ修正が可能です。不備がなけれ ば参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。

4. 期待容量の登録

- (1) 電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、登録した電源ごとに期待容量を登録することができます。
- (2) 期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	期待容量等算定諸元一覧(様式6)の記載要領に基づき算定し
	ます。発電方式の区分や本要綱に記載がない事項については
	電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを
	参照ください。ただし、調整係数は応札年度に公表する値を
	制度適用期間にわたり適用し、実需給年度ごとに変更するこ
	とはありません。
変動電源	同上

- (3) 期待容量は kW 単位で登録してください。
- (4) 期待容量の登録に係る提出書類は、期待容量等算定諸元一覧(様式6)となります。
- (5) 期待容量及び提出書類を確認し、期待容量及び提出書類に不備がある場合は、その 旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込み を行うことができます。不備がなければ参加登録申請者に登録完了の旨を通知しま す。
- (6) 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

第5章 応札方法

- (1) 本オークションの応札は容量市場システムを通じて行います。具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
- (2) 参加登録(事業者情報、電源等情報及び期待容量の登録)が完了した旨の通知を受けた事業者は、応札情報の登録ができます。応札の受付期間は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。
- (3) 応札情報として、応札容量 (kW) 及び応札価格 (円/kW/年) (税抜き)を登録してください。また、応札情報に併せて物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法を提出してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立するものとします。また、補正方法の詳細は容量確保契約約款別紙 1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」を参照ください。
- (4) 応札容量の最大値はそれぞれの電源等情報に登録済の期待容量とします。なお、応 札容量は1kW単位で登録できます。
- (5) 応札価格は1円単位で登録できます。なお、応札価格に織り込むことが認められる コストについては、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。
- (6) 期待容量を登録した電源ごとに応札情報を登録してください。
- (7) 応札の受付期間終了後、期待容量等算定諸元一覧(様式6)に応札情報に関する必要 事項(制度適用期間含む)を記載の上、本機関が指定する期限までに提出してくだ さい。
- (8) 上記(7)で提出された期待容量等算定諸元一覧の記載内容に不備がある場合、本機関は事業者にその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに記載内容を修正の上、期待容量等算定諸元一覧を再提出していただきます。本機関が指定する期限までに当該不備が解消されない場合は、応札が認められない場合があります。
- (9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格はマルチプライス方式で決定します。

- (10) 応札の受付期間内であれば応札情報の変更・取消が可能です。
- (11) 応札の受付期間終了後は、応札情報(制度適用期間含む)の変更・取消はできません。ただし、電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の修正が必要です。なお、一部の費用が応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収が困難と事業者が判断した場合には、応札の取下げが可能です。
- (12) 応札価格については、電力・ガス取引監視等委員会による監視が行われます。監 視対象及び内容の詳細は長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照くださ い。なお、過年度に非落札となった電源を再び応札する場合であっても、再度監 視が行われるため、応札価格の算定根拠及び根拠証憑を改めて提出し、電力・ガ ス取引監視等委員会に説明する必要があります。
- (13) 電力・ガス取引監視等委員会に提供した情報は、必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会から、本機関にも共有いただく場合があります。

第6章 落札電源及び約定価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法

(1) 脱炭素電源の落札電源の決定方法

脱炭素電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- 応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- 募集量を跨ぐ電源(以下「限界電源」という。)は、募集量を超過する容量が、 不足する容量の10倍以下の場合、落札となる判定が行われます。
- 「脱炭素火力(新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは CCS 付火力)」、「揚水式水力(新設を除く。)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)」、「揚水式水力(新設に限る。)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)・長期エネルギー貯蔵システム」、「既設の原子力電源の安全対策投資」(以下「募集上限付き電源」という。)には「募集上限」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。なお、同時落札条件が付与されている異なる募集上限が設定された電源はそれぞれ「募集上限」を跨ぐ電源以下である必要があります。
- ・ 蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)の落札容量は、蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)の全ての落札容量の30%未満である必要があります。また、蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)の落札容量は、蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)の全ての落札容量の30%未満である必要があります(以下「セル製造国30%制限」という。)。
- 募集量を満たすために「募集上限」を超えてこれらの電源が落札される可能性があります。ただし、「揚水式水力(新設を除く。)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)」と「揚水式水力(新設に限る。)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)・長期エネルギー貯蔵システム」についてはそれぞれの「募集上限の2倍」を跨ぐ電源以下に限定されます。また、「脱炭素火力」は「募集上限」を跨ぐ電源を超えて電源が落札されることはありません。
- 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられ た全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります。

落札電源を決定するまでの詳細な流れについては、以下のとおりです。

- ア 募集上限付き電源について、電源種ごとに応札価格が低い電源から昇順に並べます。(※1)
- イ 手順アで並べた電源について、「募集上限付き電源」ごとに、応札価格が低い 順番に選定していき、合計応札容量が募集上限を超える電源までを、募集上限 内電源とします。(※2、3)
 - なお、「募集上限付き電源」に同時落札条件が付与されている場合は、すべて が募集上限内電源と判定されたことをもって手順ウへ進みます。
- ウ 手順イで募集上限内電源となった「募集上限付き電源」と「募集上限のないそ の他電源」を応札価格が低い電源から昇順に並べます。(※1)
- エ 手順ウで並べた電源について、応札価格が低い順番に選定していき、限界電源 までを落札候補とします。
- オ 手順工で落札候補となった電源のうち、蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)及び蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外に限る。)について、それぞれセル製造国30%制限を満たしているか判定します。なお、セル製造国30%制限を満たしている場合は手順ケへ進みます。
- カ 手順才で落札候補となった蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)及び蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外に限る。)について、それぞれセル製造国 30%制限を満たしていないセル製造国・地域の蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)及び蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外に限る。)を応札価格の高い順からセル製造国 30%制限を満たすまで、非落札候補として落札候補から除外します。(※4)
- キ 手順力で限界電源となっている電源より応札価格が低いことに加え、手順イで募集上限内電源の判定を受けていない、又は手順力で非落札候補とした落札候補となっていない蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)及び蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外に限る。)について、応札価格の低い順番に1電源ずつセル製造国30%制限を満たすか、及び募集上限の超過有無を判定の上、それに適合する電源を選定することを繰り返し、限界電源まで落札候補とします。(※5)

なお、合計応札容量が募集量と一致した場合は、募集量以下の電源を落札電源 として、約定処理を終了します。

また、限界電源がある場合は手順ケへ進みます。

ク 手順キで落札候補となった電源のうち最も応札価格が高い電源の次に応札価格が高い電源から順に限界電源まで落札候補とします。手順クで新たに落札候補とした電源に蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)及び蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外に限る。)が含まれず、合計応札容量が募集量と一致し

た場合は、募集量以下の電源を落札電源として、約定処理を終了します。また、 新たに落札候補とした電源に蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)又は蓄 電池(リチウムイオン蓄電池以外に限る。)が含まれる場合は手順オへ進みま す。

ケ 手順アからクの結果、限界電源はなく、落札候補の合計応札容量が募集量未満 となった場合は、手順スに進みます。

手順アからクの結果、限界電源がある場合には、手順コに進みます。

- コ 限界電源については、限界電源を落札とした場合の「超過量」が限界電源を非 落札とした場合の「不足量」の 10 倍以下の場合は落札電源とします。一方、 「超過量」が「不足量」の 10 倍を超過する場合は非落札とします。(※6)
- サ 手順コの結果、限界電源が落札となった場合、落札候補を落札電源として、約 定処理を終了します。

手順コの結果、限界電源が非落札となった場合には、非落札となった限界電源 に同時落札条件が付与されている場合、この同時落札条件によって紐付けら れた全ての電源を非落札とします。

シ 手順サの結果、「募集上限付き電源」の募集上限内電源が非落札となり、募集 上限内電源の合計応札容量が募集上限を下回る場合、非落札とされた電源以 外を対象に再度手順アから実施します。

手順サの結果、募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を下回らなかった 場合、非落札とされた電源以外を対象に再度手順ウから実施します。

ス 手順アからクの結果、「募集上限付き電源」のうちの募集上限内電源及び「募集上限のないその他電源」の全電源が落札候補又は非落札となり、かつ落札候補の合計応札容量が募集量に満たない場合、募集上限内電源とならなかった脱炭素火力を除く「募集上限付き電源」の応札価格が低い電源を(同時落札条件が付与された電源であれば、同時落札条件を満たしたうえで)募集量に達するまで落札とし(ただし、限界電源となる場合は、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は当該電源のみ非落札とする。また「揚水式水力(新設を除く。)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る。)」と「揚水式水力(新設に限る。)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。)・長期エネルギー貯蔵システム」についてはセル製造国30%制限を考慮の上、それぞれの募集上限の2倍を跨ぐ電源以下を落札とする。)、落札候補を落札電源として、約定処理を終了します。

(2) LNG 専焼火力の落札電源の決定方法

LNG 専焼電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- 応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- 募集量を跨ぐ電源には「限界電源」の判定が行われ、募集量を超過する容量が、 不足する容量の10倍以下の場合、落札となります。
- 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります。

落札電源を決定するまでの。詳細な流れについては、以下のとおりです。

- ア 応札価格が低い電源から昇順に並べ、応札価格が低い順番に選定していき、合 計応札容量が募集量以下となる電源までを落札候補とします。(※1)
- イ 手順アの結果、限界電源はなく、落札候補の合計応札容量が募集量以下となった場合は、落札候補を落札電源として約定処理を終了します。 手順アの結果、限界電源がある場合には、手順ウに進みます。
- ウ 限界電源については、限界電源を落札とした場合の「超過量」が限界電源を 非落札とした場合の「不足量」の 10 倍以下の場合は落札電源とします。一 方、「超過量」が「不足量」の 10 倍を超過する場合は非落札とします。(※ 6)
- エ 手順ウの結果、限界電源が落札となった場合、落札候補を落札電源として、 約定処理を終了します。
 - 手順ウの結果、限界電源が非落札となった場合には、非落札となった限界電源に同時落札条件が付与されている場合、この同時落札条件によって紐付けられた全ての電源を非落札とします。この場合、非落札とされた電源以外を対象に、再度手順アから実施します。
- オ 手順アからエを繰り返し実施した結果、全ての電源が落札候補又は非落札となり、落札候補の合計応札容量が募集量以下となった場合、落札候補を落札 電源とし、約定処理を終了します。
- ※1:同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い 電源の応札価格と同等とみなし、約定処理を行います。ただし、同時落札条 件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみ なします。
- ※2:募集上限を跨ぐ電源までを募集上限内電源とします。
- ※3:同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源

を決定します。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当 該組合せの中からランダムに決定します。

- ※4: セル製造国 30%制限を満たさない同じ応札価格の電源が複数存在する場合は そのすべてを非落札候補として落札候補から除外します。
- ※5:同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることでセル製造国 30%制限を満たさなくなる場合は、当該セル製造国・地域の電源の中から、セル製造国 30%制限を満たす範囲で容量が最小となる組合せにより電源を並び替えます。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。
- ※6:同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替えます。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

なお、上記(1)(2)いずれにおいても、電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の結果、事業者が応札を取り下げた場合、当該電源を除いて同様の手順で約定処理を行います。同監視の結果、事業者が応札価格を修正した場合は、修正前の応札価格で約定処理を行います。ただし、落札された際の容量確保契約金額は修正後の応札価格を基に算定されます。

2. 約定価格の決定方法

各落札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定されます。

3. 約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1.募集スケジュール」を参照ください。なお、脱炭素化ロードマップについては、約定結果の公表から3ヶ月後を目途に公表します。

- ・ 脱炭素電源、LNG 専焼火力それぞれの約定総容量及び約定総額 なお、試算した還付額(※)を控除した後の約定総額についても参考に公表します。
- ・ 脱炭素電源における落札電源ごとの、事業者名、案件名、電源種(蓄電池は、リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の別を含む。揚水式水力は新設とリプレース等の別を含む。)、落札容量
- ・ LNG 専焼火力における落札電源ごとの、事業者名、案件名、落札容量 ※過去 3 年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格等を基に還付額を試算した ものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なります。

4. 落札後の手続き等

- (1) 落札後は、容量確保契約書を締結していただきます。
 - ※応札情報の登録をもって容量確保契約の申込みをしたものとして扱います。また、 容量確保契約の効力発生日は約定結果の公表日とします。
 - ※コンソーシアムとして応札する場合には、代表企業が容量確保契約の申込みを行ったものとして、約定結果の公表日において、代表企業と本機関との間で容量確保契約が成立するものとします。
- (2) 落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない、各契約書面の締結を行わない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、容量確保契約約款の第33条に基づき、契約を解除されることがあります。
- (3) 落札した電源は、原則として供給計画に計上していただきます。

5. 容量確保契約の結果の公表

容量確保契約の締結結果について、以下の情報を公表します。

- ・ 脱炭素電源、LNG 専焼火力それぞれの契約締結総容量及び契約締結総額 なお、試算した還付額(※)を控除した後の契約締結総額についても参考情報として 公表します。
 - ※過去 3 年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格等を基に還付額を試算した ものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なります。

第7章 契約条件

1. 容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払 われる年間の予定金額をいい、落札された電源ごとに算定します。年間の契約単価(円/kW) に容量確保契約に定める容量確保契約容量(以下「契約容量」という。)(kW)を乗じて得た 金額を基準として算定します。容量確保契約金額の詳細な計算式については、容量確保契約 約款の第6条を参照ください。

2. 容量確保契約金額に関する調整

(1) 系統接続費の見積額と精算額の調整

応札価格に最新の見積額を参考に、事業者が算出した任意の金額を系統接続費として織り込むことができます。応札価格に織り込んだ系統接続費よりも精算額が低くなった場合は、容量確保契約金額の支払額を差額分修正します。支払額修正の詳細な計算式については、容量確保契約約款の第6条を参照ください。また、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額(実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費)よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。

- (2) 価格差に着目した支援制度、拠点整備支援制度からの支援金額との調整 燃料にアンモニア又は水素を利用する火力発電に関して、本オークションとは別に、 参加登録申請者又は参加登録申請者のパートナー事業者(価格差に着目した支援制度又は拠点整備支援制度(以下「両支援制度」という。)の支援が無ければ、参加登録申請者の投資判断が困難となる事業者)が令和7年3月31日までに価格差に 着目した支援制度に、又は令和7年6月30日までに拠点整備支援制度に申請している場合には、以下の取扱いとします。
 - ア 本オークションへの応札前に両支援制度の両方又は片方の制度適用が決まって いる場合

両支援制度の支援金額に本オークションの応札価格に織り込むことが可能な費用が含まれる場合には、二重支援防止のため、支援制度による支援金額を控除して、本オークションに応札してください。

イ 本オークションへの応札前に両支援制度の両方又は片方の制度適用が決まって いない場合 両支援制度の申請金額に本オークションの応札価格に織り込むことが可能な費用が含まれる場合には、二重支援防止のため、両支援制度の支援希望額(支援予想金額)を控除して応札を行い、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は希望する片方の制度において補助金交付決定を希望通りに受けないことが決まった場合(※)、又は3年経過後も補助金交付決定を受けていない場合には、当該事由により市場退出するときは不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。支援金額が応札時の申請金額(支援予想金額)よりも高くなった場合や、両支援制度の申請金額(支援予想金額)を控除せずに応札を行い、落札後に支援制度の適用が決定した場合には、容量確保契約金額の支払額を差額分修正します。支払額修正の詳細な計算式については、容量確保契約約款の第6条を参照ください。また、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は希望する片方の制度の適用を受けることが決定した場合、決定時点から供給力提供開始期限を設定します。

※両支援制度に申請済みの計画の内容又は応札時に提出した見積書等から、当該計画の成立を前提としていることが明らかである場合であって、以下の場合を指します。

- ・当該計画が、審査の結果、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和6年法律第37号)に基づき不認定となった場合
- ・当該計画の審査期間中に、当該計画の全部を取り下げた場合
- ・当該計画の審査期間中に、申請した計画の変更が認められ、応札を希望している発電向けの水素等の供給の全部又は一部が計画の範囲外となった場合
- (3) 制度適用期間の開始前までに、系統接続費の精算額及び価格差に着目した支援制度・ 拠点整備支援制度からの支援金額が確定した段階で、速やかに、本機関に根拠証憑 を提出してください。
- (4) 新設・リプレースの追加投資時の調整

本オークションで落札した新設・リプレースの火力電源(水素混焼又は LNG 専焼)が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合、1回目の応札における制度適用期間が終了する前に 2回目の応札における制度適用期間が開始することがあります。制度適用期間が重複した場合の契約の取扱いは、容量確保契約約款の第6条を参照ください。

- (5) アンモニア・水素混焼設備を専焼化するために建て替える場合の調整 既設の火力電源をアンモニア混焼又は水素混焼に改修するために本オークションで 落札し、その後、専焼化するための建て替えの投資を本オークションで落札する場 合の契約の取扱いは、容量確保契約約款の第6条を参照ください。
- (6) 事後的な費用増加が発生した場合の調整

供給力提供開始期限が10年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が30万kW以上の電源の新設・リプレースについて、法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用が契約期間中に増加した場合の契約の取扱いは、容量確保契約約款の第6条を参照ください。

3. 市場退出

- (1) 契約容量の全部又は一部の容量を市場退出として扱う基準、及び市場退出時の契約の取扱いについては、容量確保契約約款の第11条を参照ください。
- (2) 市場退出による経済的ペナルティの算定方法は容量確保契約約款の第 12 条を参照ください。
- (3) 本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された 経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。 容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量 提供事業者に経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変 更される場合は、変更後の経済的ペナルティも併せて通知します。

4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

4-1 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの適用期間

「4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」の適用期間は、以下の4つに区分されます。

(1) 制度適用期間前

「約定結果の公表」から制度適用期間開始までに課すリクワイアメント、実施する アセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

(2) 対象実需給年度前

各対象実需給年度(※)前に課すリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

※「対象実需給年度」とは制度適用期間の特定1年間を指します。

(3) 対象実需給年度

制度適用期間中の各対象実需給年度において課すリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

(4) その他

上記(1)から(3)のいずれにも属さないリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

4-2 制度適用期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第13条に定める制度適 用期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルの とおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第14条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の制度適用期間前のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第15条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

4-3 対象実需給年度前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 16 条に定める対象実 需給年度のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルの とおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第17条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第18条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

4-4 対象実需給年度

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 19 条に定める対象実 需給年度のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルの とおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第20条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第21条に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

なお、対象実需給年度の経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額については、 容量確保契約約款の第25条を参照ください。

4-5 その他

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 22 条に定めるその他のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルの とおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第23条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項のその他のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第24 条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

5. 容量確保契約金額(各月)の支払・請求について

- (1) 毎月の支払又は請求は、容量確保契約金額(各月)から、容量確保契約約款の第21 条に基づき算定される経済的ペナルティ、第28条第1項に基づき算出された還付 額及び第33条4項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じること により算定し、正値となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額としま す。
- (2) 本機関から容量提供事業者への支払は、上記(1)の支払金額から振込手数料(振 込手数料は、容量提供事業者の負担となります。)を差し引いて事業者情報に登録さ れた銀行口座への振込により行われます。
- (3) 請求は上記(1)の請求金額を本機関から容量提供事業者に請求し、容量提供事業者が本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます(振込手数料は、容量提供事業者の負担となります。)。

6.他市場収益の還付について

(1) 他市場収益の還付

容量確保契約に基づき、電源を落札した事業者は、実際の他市場収益の約9割の金額を本機関に還付する必要があります。詳細な取決めや還付方法については、容量確保契約約款の第28条を参照ください。

(2) 他市場収益の監視

電力・ガス取引監視等委員会において、年度ごとの他市場収益の金額(実際の他市場収入-実際の可変費から応札価格に算入した部分を控除した値)が適正なものとなっているかを監視します。監視にあたり、電力・ガス取引監視等委員会の求めに応じて、実際の他市場収益の金額の算定方法及び算定根拠となる証憑類を提出してください。また、電力・ガス取引監視等委員会の求めに応じて、その算定方法及び算定根拠を説明してください。相対契約に係る規律の監視にあたっては、相対契約を締結した場合は契約締結後速やかに契約書等の証憑類を電力・ガス取引監視等委員会に提出してください。

7. 消費税等相当額について

- (1) 容量確保契約金額の消費税等相当額は外税です。
- (2) 容量確保契約約款の第 21 条及び第 25 条に基づき算定される経済的ペナルティ並び に容量確保契約約款の第 28 条に基づき算定される他市場収益の還付額は、容量確 保契約金額を実質的に減額するものであり、容量確保契約約款の第 6 条の容量確保 契約金額から当該経済的ペナルティ及び、他市場収益の還付額を控除した後の金額 が消費税法令における資産の譲渡等の対価の額として消費税等相当額の課税対象と なります。

ただし、当該経済的ペナルティの年間累計額及び他市場収益の還付額の合算値が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外(不課税)となります。

8. その他

- (1) 容量提供事業者は容量確保契約に定められた特例に該当する場合のみ、電源等差替 が可能です。詳細は、容量確保契約約款の第10条を参照ください。
- (2) 国の審議会等の審議事項を含め、本要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取扱いを検討し、関係する事業者等に通知又は公表いたします。
- (3) 戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や 規制適用等による運転停止、及び送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供 給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくリクワイアメントの不 履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇 等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。詳細は容量確保契約 約款の第29条を参照ください。

- (4) 容量提供事業者が容量オークションへの参加登録申請に伴う誓約書に違反した場合、 本オークションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に虚偽が あった場合、及び容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、 本機関は容量確保契約を解除できるものとします。
- (5) 再工ネ電源(※)を落札した事業者においては、FIT/FIP制度で課されている事業規 律の確保を求められます。
 - ※地熱、太陽光、陸上風力、洋上風力、バイオマスの電源種を応札予定の事業者に 限ります。
 - ※FIT/FIP 制度における事業計画策定ガイドラインに準拠して事業運営を行ってください。
- (6) 太陽光発電設備の廃棄等費用は、制度適用期間終了 10 年前から本機関へ積立を開始するものとします。
 - 積立金の額は、FIT/FIPと同様の金額水準(1.0万円/kW×設備容量(発電端))とし、 月次払い(積立金の額の1/120ずつ)で、利息は付しません。
- (7) 本オークションの落札電源について、制度適用期間中は、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)をメインオークション及び追加オークションに参加することができません。ただし、制度適用期間の途中で、増出力や自己託送の廃止等により本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が増加した場合には、その部分の容量はメインオークションや追加オークションに参加することができます。なお、既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量以外の部分は、メインオークションや追加オークションに参加することができます。また、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)は、供給力提供開始年度のみ、メインオークション及び追加オークションへの参加が可能となります。

電力広域的運営推進機関 殿

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

所在地 名称又は商号

代表者

当社は、容量オークションへの参加登録を申請するにあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、容量オークションの参加資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

記

(誓約事項)

- 1. 容量オークションの各募集要綱にしたがって手続きを行うこと。
- 2. 電気事業法その他の法令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
- 3. 参加登録申請にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供 や提出資料の改ざん等を行わないこと。
- 4. 容量オークションの公正を害する行為をしないこと。
- 5. 容量オークションにおける応札情報の登録が完了したことをもって容量確保契約の申 込みを行ったものとみなし、容量オークションの約定結果の公表日において、貴機関と の間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立することに同意すること。
- 6. 容量オークションで落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の 容量確保契約書を締結すること。
- 7. 当社が容量オークションへの参加にあたって貴機関に提出した情報は、容量オークションの運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局又は一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
- 8. 容量オークションへの参加にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令に したがって、個人情報を適切に取り扱うこと。
- 9. 貴機関が容量オークションの運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調 査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
- 10. 当社の役員若しくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、及びこれらの者と密接な関わりを有していないこと。また、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、偽計又は威力を用いた信用棄損行為及び業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

以上

年 月 日

応札事業者名:

発電設備名:

事業計画書

※事業計画書の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合であっても、事業計画 書の更新および電力広域的運営推進機関への再提出は不要

1. 応札事業者

コンソーシアム以外の場合

事業者コード	
事業者名	
住所	
法人番号	
法人の代表者	(役職、氏名)
担当者	(所属、氏名)
連絡先	(電話番号、E-mail)

コンソーシアムの場合

<u> </u>		
コンソーシ	アムの名称	
代表企業	事業者コード	
	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	代表者	(役職、氏名)
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話番号、E-mail)
	出資比率(予定)	
	議決権保有割合 (予定)	
構成員①	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	法人の代表者	(役職、氏名)
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話番号、E-mail)
	出資比率(予定)	
	議決権保有割合(予定)	

- ※ コンソーシアム設立前の場合も代表企業の事業者コードを記載すること。
- ※ コンソーシアムについては、落札した後に設立又は利用する予定の SPC の出資比率及 び議決権保有割合 (予定) を記載すること。また、構成員の数に応じて、表を追加す ること。

2. 応札電源の名称等

	シューター・サービー・ナスを変われる	点点 本乳毒海
容量を提供する電源等		安定電源・変動電源
の区分		
新設、リプ	• •	新設・リプレース等・既設火力の改修
既設火力の	改修の区分	
電源等の名	称	●●発電所●号機
電源種別	₹ 1	
設置場所		●●県●●市●●
発電設備	事業者名	
の所有者	住所	
※ 2	法人番号	
	代表者	(役職、氏名)
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話番号、E-mail)
発電設備の	出力 ※3	・設備容量(発電端): ●●kW
		・設備容量(送電端): ●●kW※3
		・長期脱炭素電源オークションに参加可能な
		設備容量(送電端):●●kW
系統接続に	係る事項	・接続検討回答日:●年●月●日
※ 4		・工事費負担金額:●●円
事業実施計	·画	・環境影響評価の要否 : 要・否
※ 5、 ※ 6	、 ※ 7	・環境影響評価の手続予定期間 : ●年●月~●年●月
		・設置工事開始予定年月 : ●年●月
		供給力提供開始時期 : ●年度
資金調達計画		・総調達予定額 : ●●円
※ 8		・うち自己資本による調達予定額:●●円(●%)
		・うち負債による調達予定額 : ●●円(●%)
補助金の受領額		・補助金の名称 : ●●補助金
※ 9		・補助金の内容 : ●●
		・補助金の受領額:●●円

※1 次のいずれかを記載すること。

新設・リプレ ース等の場合

太陽光、陸上風力、洋上風力、一般水力、揚水、揚水(リプレース)、既設の揚水の大規模改修、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム、地熱、地熱(全設備更新型)、地熱(地下設備流用型)、バイオマス、原子力、既設の原子力の安全対策投資、水素(混焼の場合は高位発熱量ベースの混焼率を記載、専焼の場合は専焼と記載)、アンモニア(専焼)、LNG

なお、地熱・水力のリプレースは更新設備が把握可能な資料を提出 すること。

既設火力の改 修の場合

高位発熱量ベースで水素●%混焼にするための改修、高位発熱量ベースでアンモニア●%混焼にするための改修、定格出力時ベースでCO2を●%以上回収するCCS付火力にするための改修、バイオマス専焼にするための改修

※2 応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図を添付書類として提 出すること。

ただし応札事業者と発電設備の所有者が同一の場合は提出不要。

応札事業者と同じ場合は、「一」と記載すること。

- ※3 送電端設備容量を証する接続検討回答書を添付書類として提出すること。
- ※4 連系可否、工事費負担金を証する接続検討回答書を添付書類として提出すること。 なお、審査合格前に申請した接続検討申込み内容に変更が生じた場合、一般送配電 事業者へ再検討を依頼し、再検討後の接続検討回答書を証憑として提出すること。 ただし一般送配電事業者から再検討不要と回答を得た場合、その旨が記載された証 憑(メール本文の写しでも可)を、接続検討回答書と合わせて提出すること。 また、応札事業者と接続検討回答書に記載された申込者が異なる場合は、両者の関 係を証する事業実施体制図を添付資料として提出すること。
- ※5 環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類を添付書類として提出すること。 添付書類として、方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの、または方法書手続を開始した旨が記載された
 関係地方の世界体の公祝の方式である。または方法書手続を開始した旨が記載された

関係地方公共団体の公報や広報紙のコピーなど手続開始を証する書類を提出すること。事業計画書の提出時に添付できない場合、落札結果公表後、5ヶ月以内に提出すること(提出できない場合には契約解除を行う。)

- ※6 バイオマスの電源については、燃料調達計画について、様式3に記載すること。
- ※7 制度適用期間における当該電源で回収した CO2 の貯留の蓋然性を確認するため、応 札事業者とCO2 輸送貯留事業者間の輸送貯留に係る契約書又は覚書その他共同でCCS の実施を検討していることを示す書類を証憑として提出すること。

また、応札事業者と輸送貯留に係る契約書又は覚書等を締結した事業者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図を添付資料として提出すること。

- ※8 詳細は別紙1に記載すること。
- ※9 価格差に着目した支援制度、拠点整備支援制度に関する補助金の受領及びその額を 証する書類(本計画書提出時点において制度適用が決まっている場合はその内容を 記載し、適用が決まっていない場合は記載しないこと。)を添付書類として提出する こと。

資金調達計画

※資金調達計画の審査合格後に記載された内容に変更がある場合であっても、資金調達 計画の更新および電力広域的運営推進機関への再提出は不要

総調達予定額			億円
自己資	資本金額		
本によ る調達 予定額	出資者	出資者毎の出資 比率	
了足領	・出資比率	上記出資者の選 定理由(出資者 毎に記載)	
負債に	総借入額		億円
よる調 達予定 額	/# 1 T/	借入形式 (該当形式にチ ェック)	□プロジェクトファイナンス □コーポレートファイナンス □その他 ()
	借入形 式	当該形式を選択する理由	※複数の借入形式を希望する場合、全ての借入形式について「当該形式を選択する理由」 欄に選択理由を記載すること
		金融機関毎の借 入比率	
	想定する金融機関	上記金融機関の 選定理由(金融 機関毎に記載)	
	債券を 発行す	債券種類、発行 条件	
	る場合	債券発行を選択 する理由	

<添付書類>

プロジェクトファイナンスを利用する場合

- ① 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類(様式自由)
- ② 金融機関の関心表明書又はコミットメントレター (様式自由)

プロジェクトファイナンス以外の場合

- ① 以下の内容を記載した事業者名義の誓約書(様式自由)
 - ・ 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
 - 外部 (親会社等) からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

年 月 日

応札事業者名:

発電設備名:

バイオマス発電設備に係る燃料調達計画

1. 燃料調達計画

- ※ バイオマス発電設備が使用するすべての燃料について、電源等情報の登録受付期間 (2025 年 10 月 20 日から 2025 年 10 月 24 日) 時点の情報を記載すること。
- ※ 当計画(様式3)の内容(都道府県・森林管理局に提出した最新の「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」の内容を含む)に変更が生じた場合は、落札後に再度本計画を電力広域的運営推進機関に提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。
- ※ 「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に関する変更が生じる場合は、事前に変 更元・変更先の都道府県・森林管理局と調整し、2. に記載すること。

燃料名 (注1) (注2)	年間使用数量 (t/年) (注3)	調達事業者(発電事 業者に燃料を納入す る事業者)	調達地域(都道 府県市町村・原 産国)(注4)
=			

(注1) 燃料名に加え、以下の燃料区分を併記すること。

(記載例:木質チップ(一般木質バイオマス))

メタン発酵ガス、森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の 木質バイオマス (輸入されたものを除く。)、一般木質バイオマス・農産物の収 穫に伴って生じるバイオマス (製材等残材、輸入木材、農作物残さ等)、建設 資材廃棄物、一般廃棄物・その他のバイオマス、バイオマス液体燃料

- (注2) 国有林から調達する場合は、民有林の数量と分けて記載すること。
- (注3) 年間使用数量は、発電に使用する燃料の数量を記載すること。また、国内調達 燃料については都道府県市町村単位、輸入燃料については原産国単位で記載す ること。
- (注4) 調達地域は、国内調達燃料については都道府県市町村単位、輸入燃料は原産国 単位で記載すること。

<添付書類>

- (i) 国内の森林に係る木質バイオマスを使用する場合は、以下の書類を添付すること。
 - ・燃料の安定調達を確認できる書類 燃料調達事業者と発電事業者間の流通に係る二者間の売買契約書又は覚書等、 締結済みのものすべて
 - ・「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に 基づく木質バイオマス証明書類及び事業者認定取得を確認できる書類の写し (以下、「木質バイオマス証明事業者認定関係書類」という。)
 - ・ ライフサイクル GHG を確認できる書類 ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類
- (ii) 輸入木質バイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付すること。
 - 燃料の安定調達を確認できる書類 原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等

国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約 書又は二者間の覚書等

- ・ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁) に 基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類
- ・「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野 庁)に基づく合法性、持続可能性に関する書類
- ・ ライフサイクル GHG を確認できる書類 ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類
- (iii) 農産物バイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付すること。
 - ・燃料の安定調達を確認できる書類 原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚 書等

国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約 書又は二者間の覚書等

- ・バイオマス発電設備に係る燃料調達計画の添付書類 持続可能性(合法性)が認証されたことを証する書類
- ・ ライフサイクル GHG を確認できる書類 ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類

なお、FIT/FIP制度における「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」及び事業計画認定申請書の記載要領(様式第1)で求められる上記以外の書類について、本機関から提出の依頼があった場合には、依頼された資料について別途提出すること。

- 2. 関係者との調整状況
 - ※上記1. の発電所が使用する「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に 限り記載すること。

項目 調整状況 (1) 都道府県との調整 都道府県への説明年月日: 年 月 日 ※調整が完了し、都道府県 説明先部署 から調整完了通知書を入手 | 担当者名(役職): してから記入すること。 連絡先(TEL) 都道府県の指導・助言内容: (①木質バイオマスの供給源 となる森林行政を所管す 都道府県の指導・助言内容に対する対応 る都道府県に対して燃料 調達計画を説明し、調達 地域の素材生産量との整 合性の確認等を記載) (②発電所を設置する都道府 県が木質バイオマス供給 源の都道府県と異なる場 合は、設置する都道府県 へも説明し確認内容を記 載) (2) 森林管理局との調整 森林管理局への説明年月日: 年 月 ※調整が完了してから記入す 説明先部署: ること。 担当者名(役職): () (国有林から調達しない場合 連絡先(TEL): はその旨記載すること。) 森林管理局の指導・助言内容: 森林管理局の指導・助言内容に対する対応 策: (3) 既存用途の事業者への 事業者名: 配慮 説明年月日: 年 月 日 (製材、合板、木質ボード、 確認方法: 畜産事業者、先行発電事業者 事業者の反応: など既存の事業者との間でバー対応策: イオマス調達に関して支障の 事業者名: 有無の確認及び具体的な確認 説明年月日: 年 月 日 方法、事業者の反応などを記 確認方法: 載) 事業者の反応: 対応策:

※ 都道府県・森林管理局との調整においては、本フォーマットではなく、FIT/FIP制度における「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」のフォーマット

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html) で燃料調達計画を作成し、説明を実施すること。

- ※ 都道府県・森林管理局に提出した最新の「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」および都道府県から交付された調整完了通知書を添付すること。
- ※ 都道府県・森林管理局との調整は、十分な時間的余裕をもって相談すること。

蓄電池に係る事業計画

- ※ 電源等情報の登録受付期間(2025年10月20日から2025年10月24日)時点での内容(蓄電池については当該時点で導入の可能性が最も高い蓄電池の内容)に関して、記載すること。電源等情報登録時に提出した以下の2~9の内容に変更が生じた場合には、落札後に再度本計画を提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。ただし、2.のセルを製造する国・地域※1の変更は認められない。
- ※ 以下の事項について、資料を提出できない場合や記載項目が空欄の場合、またはチェックボックスにチェックがないなど内容が不十分の場合には、応札を認めない。
- ※ 記載項目や添付資料に不備がありその旨が通知された場合は、不合格となった項目 のみを修正し、再申込みを行うこと。 合格となった項目の修正は認められない。
- ※ 本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考と する場合がある。

1. 参加登録申請事業者と発電設備に係る情報

事業者情報及び電源等情報として容量市場システム又は電源等情報登録様式に登録した内容を以下に記載すること。

11名を外下に記載すること。	
情報	記載項目
参加登録申請者名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
電源等の名称	
発電設備の設置場所	

2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番

導入の可能性が最も高い以下の製品に関して、以下の内容を記載し、以下に記載した蓄電システムの見積書(有効期限内のものに限る。セルを製造する国・地域*1も記載すること。)を、添付資料1として、提出すること。型番が存在しない場合は、記載は不要です。

・セル

	記載項目
種別 ^{※2} (リチウムイオン・NAS・ レドックスフロー 等)	
メーカー名	
型番	
セルを製造する国・地域※1	

※1:複数の国・地域でセルを製造する場合は、応札する蓄電池区分(リチウムイオン蓄電池に限る、又はリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る)における出力比率が最大の国・地域とします。最大の出力比率以外の国・地域や出力比率については記載不要であり、変更も可能です。

※2: リチウムイオンとその他種別を併せて1電源(ユニット、号機)とする場合は、応札 する蓄電池区分における出力比率が最大となる種別を記載してください。

干	3%	7	_	ル

	記載項目
メーカー名	
型番	

電池システム

	記載項目
メーカー名	
型番	

蓄電システム

	記載項目
メーカー名	
型番	

・電池システム制御部分 (BMS:バッテリーマネジメントシステム部分)

	記載項目
メーカー名	
型番	
JC-STAR 適合ラベル登録番号	

・蓄電システム制御部分(EMS:エネルギーマネジメントシステム部分)

	記載項目
メーカー名	
型番	
JC-STAR 適合ラベル登録番号	

・電力変換装置(パワーコンディショナ部分)

	記載項目
メーカー名	
型番	
JC-STAR 適合ラベル登録番号	

3. 安全設計

(1) 全ての蓄電池共通事項

以下の要件を満たす蓄電池を導入すること。これらを遵守する場合には、右欄のボックス □を**☑**に変更すること。

・防護および保護装置:システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の計画・設置及び消防法等にて要求される事項を準拠すること

・使用上の情報 :システムに合わせた危険表示や安全表示、立ち入り禁止区画の表示等及び安全設計を行うことに加え、関係者の機能へのアクセスや教育訓練の機会を確保すること

(2) リチウムイオンのみ

・導入予定の蓄電池について、セル、モジュール、電池システムのいずれかの JIS C 8715-2 又は IEC 62619 により第三者認証を取得していることの証明書を、添付資料 2 として、提出すること。その上で、導入予定の蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又は IEC62933-5-2(ただし、規格に規定の試験を実施した場合に限る。)の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料(温度プロファイル、試験時の写真等)を、添付資料3として、提出すること。

(3) リユースのみ

・電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JET リユース電池認証等の第三者機関による証明書等を添付資料4として提出することにより、当該蓄電システムの類焼に関する安全性を証明すること。

(4) NAS のみ

・類焼に関する安全性能に対する第三者評価通知書等を添付資料 5 として提出することにより、類焼に関する安全性を証明すること。

4. 発煙・発火の事故への対応

・導入予定の電池システムを製造するメーカーが過去に国内外に設置した定置用大型電池システムにおいて「発煙・発火」に類する事故を起こしている場合は、当該メーカーより、過去10年間の年間毎の事故件数と、主要な事故10件について事故の原因と対策を示した資料を取得し、添付資料6として、提出すること。

5. 公衆安全の確保

・消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置を行うこと。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。 □

6. セキュリティ対策

- ・「電力制御システムセキュリティガイドライン」、「IoT 開発におけるセキュリティ設計の 手引き」等に基づき、適切かつ十分なセキュリティ対策を行う場合には、右欄のボック ス□を☑に変更すること。
- ・以下の①~③の証憑・説明資料を、添付資料7として、提出すること。
 - ① 導入する蓄電システムが採用するすべての制御システムのセキュリティに関する主要な構成製品 (BMS, PCS, EMS 等※) について、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度 (JC-STAR 制度)」における★1 (レベル1) を取得していることを示す適合ラベル。
 - ② 制御システムのうち、IP 通信機能を持たないために JC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合は、IP とのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等として JC-STAR制度の★1を取得していることを示す適合ラベル。また、クラウド上に搭載されるために JC-STAR制度の取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていることの説明資料。
 - ③ 導入する機器と JC-STAR 制度における★1の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示したシステム構成図。
- ※外部と直接通信を行わない場合でも、外部との間接的な通信などを通じて、設備全体に 影響を及ぼす可能性のある機器を含む。

7. 地元調整の状況

・設置する土地の地権者、立地市町村や近隣(敷地境界線から100m以内)の住民・事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権者・立地市町村(企業立地を担当する部署)・住民・事業者に対して立地の是非について相談し、立地に関して支障が生じていな

いことについて記載した資料(説明会の議事録等を含む)を、添付資料8として、提出すること。近隣の住民・事業者が存在しない場合は、その旨を添付資料8に記載すること。

- ・既に土地の所有権を保有している等の理由から、地権者への説明会等が不要となる場合 には、保有する土地の権利書を添付資料8に含めて提出すること。
- ・外部委託等により説明会等を実施する事業者と応札事業者が異なる場合は、両者の関係 を証する事業実施体制図を添付資料8に含めて提出すること。

8. 廃棄物処理法上の広域認定取得

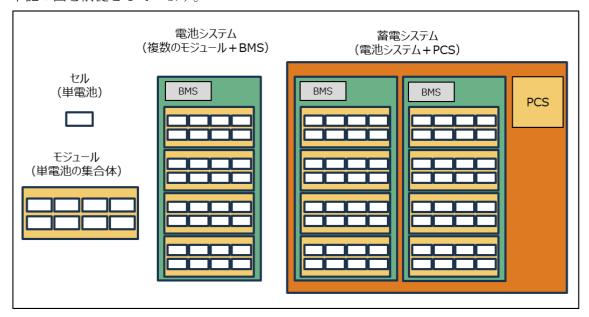
- ・採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得していることの証憑を、添付資料9として、提出すること。
- ・当該蓄電システムを廃棄する場合には、2. で記載した当該認定を取得しているメーカー(当該メーカーから事業承継があった場合は、引き継いだメーカー。セル・モジュール・電池システム・蓄電システムで異なるメーカーが広域認定を取得している場合、蓄電システムのメーカー・電池システムのメーカー・モジュールのメーカーの順に優先する。)が存在する限り、当該メーカーに委託して廃棄処分すること。当該メーカーが存在しない場合は、適切にリサイクルできる廃棄物処理法上の処分業の許可業者へ委託して廃棄処分すること。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。
- ・本制度における応札事業者から蓄電システム(広域認定を取得している対象がセル・モジュール・電池システムである場合は、広域認定を取得している対象に限る。)について 廃棄処分の依頼が当該メーカーにあった場合には、それを拒まないことについて誓約する書類(名宛人は応札事業者とする。)を当該メーカーから取得し、添付資料10として、提出すること。

9. レジリエンス

- ・異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制の内容について記載した資料を、添付資料11として、提出すること。
- ・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品(蓄電池セル、PCS)を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料を、添付資料12として、提出すること。

(参考) 定義

本事業計画における「セル」、「モジュール」、「電池システム」、「蓄電システム」の用語は、下記の図を前提としています。



発電所 号機の脱炭素化ロードマップ

年 月 応札事業者名

	年度 (応札年度)	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度
<電源> 発電所 号機					
<燃料種> 燃料 (例:アンモニア、水素 、バイオマス)					

<前提条件>

注)以下の5つの項目は最低限記載すること。

- ・落札電源に係る建設工事の期間(環境アセスの期間を含む)
- ・各段階での脱炭素化技術、脱炭素比率、各脱炭素比率での運転開始時期
- ・脱炭素比率を向上させる改修投資を行う場合の長期脱炭素電源オークションでの落札の時期
- ・使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアはグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。合成メタンは原料となる水素のグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。なお、 合成メタンは、原料となるCO2の情報(調達先、回収方法等)についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。)
- ·前提条件

2025年●月 ● 株式会社

	2025年度 (応札年度)	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度
<電源> A発電所 1号機	アも	上	の改修投資に係る 専焼化のための クションでの落札 長期脱炭素電 改修 工事 運転開始 2030年代前半	0年代後半 D建て替え投資に係る 源オークションでの落札 50%混焼 重転	
A発電所 2号機					ア専焼重転
<燃料種> アンモニア		l	モニア ブルーアンモニア 変更する場合は、その方法を具体的 (力のバイオマス専焼にするための改修		

<前提条件>

- ✓長期脱炭素電源オークションでの落札や、燃料費回収のための制度の適用を通じた、適切な投資回収の確保
- ✓追加投資を行うにあたっての脱炭素化のための技術開発の実現及び実証試験の成功
- ※ 供給力提供開始年度は、具体的な年度で記載。次回以降の応札時点や供給力提供開始時点は、具体年度の明示は困難なため、「〇〇年代前半/ 後半、〇〇年代、〇〇年~〇〇年」の形で記載 ※矢印の色使いは、上記と同様とすること(LNG専焼の期間は、白色とすること)。
- ※ 上記は、アンモニア20%混焼からスタートする場合のイメージ。脱炭素化のシナリオは、複数シナリオを記載することも可。

期待容量等算定諸元一覧(対象応札年度:2025年度)

	【新設・リプレース等】火力(LNG専焼、水素10%以上混焼、水素専焼、アンモニア専焼)、水力(貯水式・調整式)、原子力、既設の原子力電源の安全対
社会示 语语	策投資、地熱、バイオマス(専焼)
対象電源種	【既設火力の改修】水素10%以上の混焼にするための改修、水素専焼にするための改修、アンモニア20%以上の混焼にするための改修、アンモニア専焼にする
	ための改修、CO2を20%以上かつ最大限回収するCCS付火力にするための改修、既設火力の化石kW部分の全てをバイオマス化するための改修

会社名:

No.	項目						事業	者入力		XIII.				単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する 電源等の区分		安定電源											
3	新設・リプレース等/既設火力の改修													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な 設備容量(送電端)												kW	
7	タロの世紀七の日上は	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	各月の供給力の最大値													kW
8	期待容量						(自動	計算)						kW
	12 W + 7 & D & W/A	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
9	提供する各月の供給力													kW
10	応札容量		(自動計算)									kW		
11	制度適用期間													年間

(記載要領)

- 1. 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2025/12/10~12/16)に容量市場システムに登録してください。
 - ・電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
 - ・容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
 - ・新設・リプレース等/既設火力の改修及び電源種別については、電源等情報に登録した内容を記載してください。
 - ・エリア名については、電源等情報に登録した「エリア名」を記載してください。
 - ・設備容量(送電端)については、電源等情報に登録した「設備容量」を応札単位ごとに合計した値を記載してください。
 - ・本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値としてください。
 - ・各月の供給力の最大値については、期待容量算定に係る設備容量から大気温の影響による能力減少分を差し引いた値を記載してください。
 - ・期待容量については、自動計算されます。 ※この値が長期脱炭素電源オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
 - ・発電方式が一般(調整式・貯水式)の水力発電所について、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)30,000kW以上の安定的な供給力を提供するものは安定電源、そうでないものは変動電源となります。
- 2. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中(2026/1/27~2/3)に容量市場システムに登録してください。
 - ・応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
 - ・追加投資を行った場合、当該契約が提供する各月の供給力がアセスメント対象容量となります。
 - ・制度適用期間は20以上の整数を記載してください。

【新設・リプレース等】: 水力(揚水のみ)、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム 対象電源種

会社名:

										会社名:				
#	項目		事業者入力											単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する 電源等の区分		安定電源											
3	新設・リプレース等													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量 (送電端)													kW
7	各月の発電可能電力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	(期待容量算出用)													kW
8	各月の連続発電可能時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0	(期待容量算出用)													h
9	連続発電可能時間 (年平均値)						(自動	計算)						h
10	各月の上池容量または蓄電容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
10	(期待容量算出用)						(自動	計算)						kWh
	各月の調整係数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
11	(期待容量算出用)						(自動	計算)						%
12	期待容量						(自動	計算)						kW
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
13	各月の管理容量													kW
14	各月の連続発電可能時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
14	(応札容量算出用)													h
15	連続発電可能時間 (年平均値)						(自動	計算)						h
16	各月の上池容量または蓄電容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
10	(応札容量算出用)						(自動	計算)						kWh
17	各月の調整係数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
17	(応札容量算出用)						(自動	計算)						%
18	応札容量		(自動計算)									kW		
19	制度適用期間													年間

- 1. 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2025/12/10~12/16)に容量市場システムに登録してください。
 - ・電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
 - ・容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
 - ・新設/リプレース等及び電源種別については、電源等情報に登録した内容を記載してください。
 - ・エリア名については、電源等情報に登録した「エリア名」を記載してください。
 - ・本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値としてください。
 - ・各月の発電可能電力(期待容量算出用)については、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)から大気温及びダム水位低下等の影響による能力減分を差し引いた値を記載ください。
 - ・各月の連続発電可能時間(期待容量算出用)については、各月の上池容量または蓄電容量(期待容量算出用)の範囲内で最大出力で発電した場合に
 - 運転可能な継続時間(3以上の整数)を記載してください。
 - 連続発電可能時間(年平均値)については、自動計算されます。
 - ・各月の上池容量または蓄電容量(期待容量算出用)については、自動計算されます。
 - ・各月の調整係数(期待容量算出用)については、自動計算されます。
 - ・期待容量については、自動計算されます。 ※<u>この値が長期脱炭素電源オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。</u>
- 2. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中(2026/1/27~2/3)に容量市場システムに登録してください。
 - ・各月の管理容量については、制度適用年数の間でのダム、蓄電池もしくは長期エネルギー貯蔵システムの運用のリスクを踏まえ、同月の各月の発電可能電力を上限に任意に記載してください。 ※この値がアセスメント対象容量となり、当該容量にはあらゆる運用のリスクが織り込まれているものと見なし、アセスメントを実施いたします。
 - ・各月の連続発電可能時間(応札容量算出用)については、ダム、蓄電池もしくは長期エネルギー貯蔵システムの運用のリスクを踏まえ、任意の継続時間(3以上の整数)を記載してください。
 - ※ただし、その際には各月の上池容量または蓄電容量(応札容量算出用)が、同月の各月の上池容量または蓄電容量(期待容量算出用)以下となるようにする必要があります
 - ※運用のリスクの例 下池の制約、劣化による容量低下、早期連系追加対策による充電制限(時間・量)、充放電時の電流量、充放電可能量(kWh)、満充電維持時間、充放電サイクル数(1日
 - ・連続発電可能時間(年平均値)については、自動計算されます。
 - ・各月の上池容量または蓄電容量(応札容量算出用)については、自動計算されます。

 - ・各月の調整係数(応札容量算出用)については、自動計算されます。 ・応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
 - ・制度適用期間は20以上の整数を記載してください。

期待容量等算定諸元一覧(対象応札年度:2025年度)

対象電源種 【新設・リブレース等】:太陽光、風力、水力(安定的に供給力を提供できるものは除く)

会社名:

NI-	項目						車業=	首 入力		五111111				単位
No.	- 現日		子木口 ////											甲似
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する 電源等の区分		変動電源											
3	新設・リプレース等													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量 (送電端)													kW
7	調整係数						(自動	計算)						%
8	各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0	各月の採品力の取入値						(自動	計算)						kW
9	期待容量						(自動	計算)						kW
4.0		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
10	提供する各月の供給力						(自動	計算)						kW
11	応札容量		(自動計算)									kW		
12	制度適用期間											年間		

(記載要領)

- 1. 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2025/12/10~12/16)に容量市場システムに登録してください。
 - ・電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
 - ・容量を提供する電源等の区分については、変動電源で固定です。
 - ・新設・リプレース等及び電源種別については、電源等情報に登録した内容を記載してください。
 - ・エリア名については、電源等情報に登録した「エリア名」を記載してください。
 - ・本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値としてください。
 - ・調整係数については、自動計算されます。
 - ・期待容量については、自動計算されます。 ※この値が長期脱炭素電源オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 2. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中(2026/1/27~2/3)に容量市場システムに登録してください。
 - ・提供する各月の供給力については、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)を上限に、運用リスク分等を差し引いて任意に記載してください。※この値がアセスメント対象容量となります。
 - ・応札容量については、自動計算されます。※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
 - ・制度適用期間は20以上の整数を記載してください。

様式7 調整機能の詳細情報

提出対象者:長期脱炭素電源オークション落札の調整機能「有」の安定電源を保有する事業者は、調整機能の仕様が確定次第、極力速やかにご提出ください。 ⇒記入頂くセルとなります。

調整機能の詳細情報

(記載要領)

・需給調整市場の商品要件→ https://www.eprx.or.jp/outline/outline.html

(提出方法)

・以下提出先へ電子メールにてご提出ください。

(提出先・お問合せ先)

youryou_chouseiryoku@occto.or.jp

・提出時のファイル名は、「long_2025_youshiki7_調整機應の詳細情報_事業者コート_事業者名_R0.xlsx」として、事業者コートと事業者名を変更したものを提出してください。 ※ファイル名冒頭の年次は電源等情報で入力した応札年度を記載のこと。提出時のファイル名の例:「long_2025_youshiki7_調整機能の詳細情報_7Y01_広域電力_R0.xlsx」など

	電源等情報登録検式(D1) に記載された値											&力供出可能量[k	(W]		
No.	電源等識別番号	受電地点特定番号	新設・リプレース等 /既設火力の改修の 区分	事業者名	電源等の名称	エリア名	設備容量(発電端) [kW]	電源種別の区分	発電方式の区分	一次	二次①	二次②	三次①	三次②	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
/															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17					<u> </u>									·	
18															
19															
20															
21															
22															
23 24															
24															